

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	教育支援ルーム・ことばの教室への通級の決定		
根 拠 法 令 名	大津市教育支援センター条例	(条項)	第5条
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	教育委員会 教育支援センター		
標 準 処 理 期 間	3週間程度	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>大津市教育支援センター条例 〈抜粋〉</p> <p>(教育支援ルーム等への通級)</p> <p>第5条 教育支援ルーム又はことばの教室へその子どもを通級させようとする保護者は、</p> <p>その旨を教育委員会に申し出て、教育支援ルーム又はことばの教室への通級の決定を</p> <p>受けなければならない。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。